

**令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業に係る企画提案
仕 様 書**

1 委託事業名

令和7年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（以下、「本事業」という。）

2 事業目的

沖縄県では、沖縄国際物流ハブの機能を活用した県産品等の輸出拡大のため、アジア等を中心に販路拡大に向けた取組を実施してきたところであり、実効性のある取組成果とするためには、継続した事業展開が必要である。

令和7年度は、県内企業の「稼ぐ力」の強化のため、沖縄の観光地としての知名度や魅力も活用しながら、国内を含むグローバル市場をターゲットとした沖縄県産品の高付加価値化とブランド化を推進するなどの実証的な取組によって、販路の拡大につなげることを目的として本事業を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月 17 日（火）まで

4 委託予定額

109,153 千円（税込み）を上限とする。

5 対象商材

高付加価値化とブランド構築に向けた取組によって、県内企業の「稼ぐ力」の強化とグローバル市場への展開が見込まれる沖縄県産品（工芸品含む）とし、応募者において複数の商材を企画提案すること。なお、委託事業者決定後に沖縄県との協議により具体的な商材を確定するものとする。

6 委託業務内容**(1) グローバルトッププロモーション【高付加価値化・ブランド化】**

国内外の主要都市において、県産品の高付加価値化とブランド化の促進のため、アジアトップバー、星付きレストラン及びブランドホテル等へのアプローチ、交流等により、定番の食材として定着することを目指す取組を実施。

① 実施エリア

- ・日本国内(首都圏等)
- ・海外(香港、シンガポール、米国)
- ・その他、高付加価値県産品の展開が見込まれるグローバル市場

②事業費の目安:上記「4 委託予定額」の40%以内

③取組目標:ア)本事業により実際の取引(予定含む)に繋がった現地店舗数(各市場5店舗以上)
イ)本事業で取り扱った商材にかかる沖縄からの輸出量の増加

(2)育成・展開プロモーション【企業育成】

国内外の主要都市において、県内企業の継続的な展開に向けたテストマーケティングの実施や海外展開プロモーション等による企業育成のための取組を実施。

①実施エリア

- ・日本国内(首都圏等)
- ・海外(香港、シンガポール、米国、欧州)
- ・その他、高付加価値県産品の展開が見込まれるグローバル市場

②事業費の目安:上記「4 委託予定額」の40%以内

③取組目標:本事業により国内・海外へ新しく進出、展開した県内企業数(各市場1企業以上)

(3)調査・情報発信プロモーション【認知度向上】

日本国内在住者及び海外からのインバウンドを対象とし、沖縄の観光地としての魅力をいかしながら、首都圏小売り店舗や那覇空港施設など集客・誘客に優れた場所等を活用した県産品の効果的な訴求のための情報発信を実施。

また、高付加価値県産品の効果的な販路拡大のため、首都圏を中心とした国内市場における県産品の商流(小売店、飲食店、イベント等での取り扱い状況)、トレンドや新たな商材(オーガニックやSDGsの要素を持った製品等)の展開可能性等を調査のうえ、調査結果を上記(1)又は(2)へ反映・活用し、テストマーケティング等の実証的な取組を実施。

①実施エリア

- ・日本国内(首都圏等)
- ・その他、高付加価値県産品の展開が見込まれるグローバル市場

②事業費の目安:上記「4 委託予定額」の20%以内

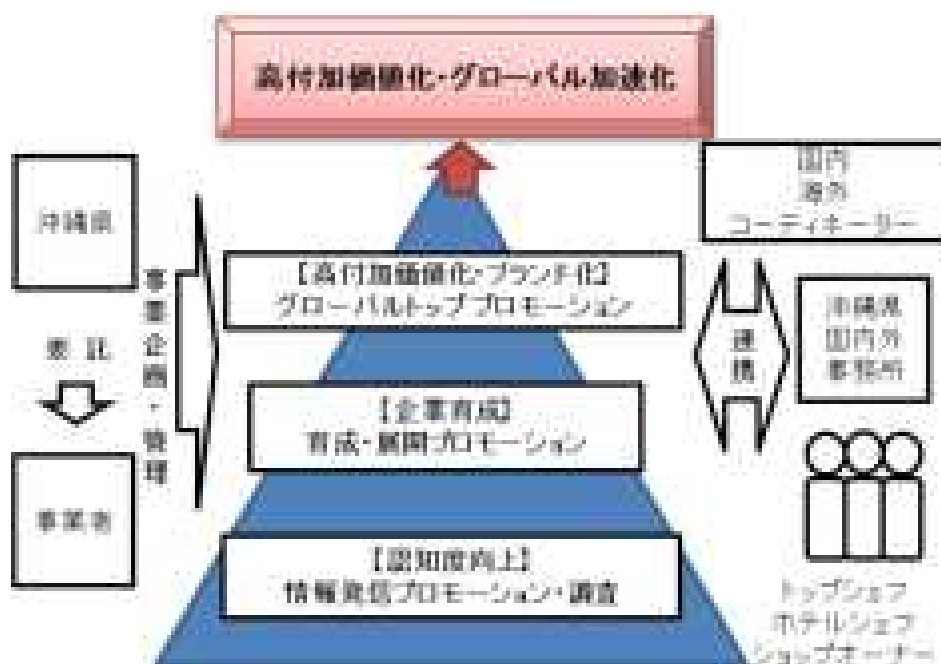
③取組目標:ア)効果的に情報発信することができた施設数(2施設以上)

イ)商流等の調査を踏まえた実証的取組によりアプローチできた案件数(5件以上)

7 企画提案書について

- (1) 本仕様書に記載されたことに基づき、作成すること。
- (2) 実施体制を構築し、具体的事業者名を記入すること。
- (3) 本企画提案にあたっては、上記の「6 委託業務内容」に基づき、応募者において、具体的取組内容、展開方法やプレイヤー(県内メーカー、県内生産者、県内商社等)を幅広く提案するものとし、詳細については委託事業者の決定後に沖縄県と協議しながら確定するものとする。
- (4) 実施体制については、県内のメーカー・生産者等の参画、日本国内及び海外現地コーディネーター、沖縄県国内外事務所との連携を必須とする。
- (5) 特に、上記の「6 委託業務内容」の(1)及び(2)の業務については、日本国内及び海外現地において、有望なコーディネーター(例:現地の飲食・物産業界に精通し、ネットワークや影響力を持つ人材)を候補者として提案し、実践的な実施体制とすること。人物の詳細については、委託事業者の決定後に沖縄県と協議しながら確定するものとする。

<事業実施体制イメージ>



<参 考>

沖縄県の国内外事務所について

(国内) 東京事務所、大阪事務所

(海外) 北京事務所、上海事務所、香港事務所、台北事務所、シンガポール事務所、ソウル事務所 等

8 企画提案内容及び委託事業実施について

- (1) 単なるプロモーションの実施など一過性の取組とならないよう、持続的かつ実践的な提案内容とする。
- (2) 県が別途実施する「令和7年度県産農林水産物輸出体制構築事業」の取組内容や事業効果が重複しないよう、企画提案すること。
- (3) 沖縄県の既存ブランド(長寿の島 Okinawa、Be.Okinawa Healthy & Natural Style、おきなわブランド戦略等)も参考にしながら、企画提案の内容を検討すること。
- (4) 企画実施にあたっては、本庁担当課及び県の国内外事務所と連携を密にし、実施期間中は企画内容に関しても随時意見交換を行うなど、より効果的な取組となるよう努めること。
- (5) 現地出張の際の関係先訪問時は、当該地域を所管する県海外事務所員に同行を求めるとともに、メールでのやりとりの際は本庁担当者及び国内外事務所の担当者を同報(CC)に入れるなど、確実に情報共有を行うこと。
- (6) 本事業に充当することのできない主な経費は、以下のとおりであり、原則として委託事業者や県内民間企業等の負担とすること。疑義が生じる場合は、事前に県へ相談・協議すること。

- (例) ・県内民間企業(プレイヤー)の人件費
- ・利益や売上げが生じる取組を実施するための商材の購入費
(現地で消費者等へ無償提供するサンプルの購入費は除く)
 - ・土地、機械設備などの財産購入費 等

9 業務の実施状況、完了報告に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県及び海外事務所に報告すること。
- (2) 県に対し、年間活動や今後の課題を事業完了時に報告すること。
- (3) 実際に要しなかった経費があるときは、事業完了時に相当の委託料を減額する。

10 事業の成果品及び著作権

- (1) 本事業実績をまとめた報告書を成果品として、以下のものを冊子及び電子データにて作成すること。
 - ・実績報告書 15 部(非公表用)
 - ・県内企業等への提供を前提とした報告書 15 部(公表前提)
 - ・概要版の実績報告書 15 部(公表前提)
- (2) 上記の公表前提の報告書については、記載内容が企業名や商材名称(製品名)が特定されないよう伏せたものを作成すること。また、概要版(公表前提)については、「県内企業等への提供を前提とした報告書」を概ね 30 ページ程度に簡潔に要約したものとする。
- (3) 当該成果品並びに本事業で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の

著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

11 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には、10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② イベントを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤ その他、簡易な業務

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。ただし、海外現地におけるプロモーション関連費用についてはこの限りではない。

(3) 簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については、沖縄県の事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
- ⑤ 商談・販促ツール(ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等)の制作
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出方法は次のとおりとする。

＜一般管理費の算出(県基準を採用)＞

(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内

12 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 業務委託の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

13 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合があること。
- (2) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではないこと。
- (3) 実施内容については、提案内容をもとに沖縄県との協議・調整により確定するものとし、事業の進捗等に応じた変更が行われることをあらかじめ想定しておくこと。
- (4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、県と受託事業者の双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めること。